

解説 FASB の開示フレームワークに関するコメント募集

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 **かわにし やすのぶ**
川西 安喜

はじめに

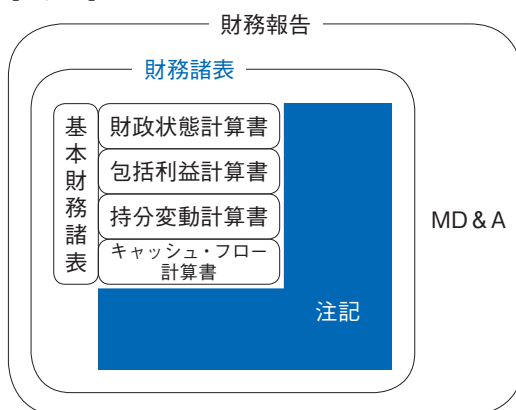
2012年7月12日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、討議資料（コメント募集）「開示フレームワーク」（以下「本コメント募集」という。）を公表した。本コメント募集は、財務諸表に対する注記を改善する方法について、市場関係者からの意見を募るために公表されたものであり、コメント期限は、2012年11月16日である。

本稿では、本コメント募集についてその概要を紹介する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する両ボードの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

範囲

本コメント募集の議論は、財務諸表に対する注記のみを扱っており、経営者による財政状態及び経営成績の分析と検討（MD&A）のような、財務報告書の一部であるものの、財務諸表外の情報については扱っていない（図表1）。

【図表1】本コメント募集の範囲



財務諸表に対する注記を改善する努力の主目的は、注記の量を制限又は削減するものではないものの、その制限又は削減により、利用者が関連性のある情報を探し出し、理解する能力を高める限りにおいて、それは非常に望ましい結果である。

資産、負債、及び資本の定義と認識規準は、財務諸表の本表において提供すべき情報の境界を画しているものの、財務諸表に対する注記について、同様の境界は存在しない。米国会計基準及びその実務は、事実上の境界を画しているものの、その境界は必ずしも明確ではなく、時の経過とともに変更されてきた。

本コメント募集は、単一のセンテンスにより、財務諸表に対する注記の境界を定義するこ

とを試みていない。しかし、後述する意思決定に関する質問集により、財務諸表に対する注記において要求される情報が制限されることとなる。

FASB の意思決定プロセス

(1) 意思決定に関する質問集の目的

本コメント募集は、財務諸表に対する注記において開示すべき情報を識別するに当たっての、会計基準設定主体の意思決定プロセスについて議論している。

意思決定に関する質問集は、FASB が検討すべき、「はい」と「いいえ」の二者択一の質問を定めている。質問の答えが「はい」である場合、FASB は、関連性のある具体的な開示を示すこととなる。なお、本コメント募集における意思決定に関する質問集の質問は、FASB による提案そのものではなく、FASB が提案を開発するための第一歩である。

(2) 意思決定に関する質問集

本コメント募集における意思決定に関する質問集は、【図表 2】のとおりである。

【図表 2】 意思決定に関する質問集

企業に関する一般的な情報

- G1. 財務諸表は、独立の第三者間取引や第三者との契約と異なる条件での関連当事者との取引、残高、その他契約上の関係を反映しているか。
- G2. 企業は連結財務諸表を公表しているか。
- G3. 財務諸表の本表からは明らかではない、企業の資産の利用に関する制限や、企業のキャッシュ・フローに関する潜在的な懸念は存在するか。
- G4. 企業は、別個に管理している地域やセグメントにおいて、異なる事業を営んでいるか。

財務諸表の本表上の行項目に関する追加的な情報

- L1. 将来のキャッシュ・フローの見通しの評価に影響を与え得る、行項目によって表される現象の性質又は本質に関する情報で、行項目の説明によって十分に伝達されていないものはあるか。
- L2. 行項目は、次のいずれかを表しているか。
 - (a) 金融商品
 - (b) その他の契約又は法律上、拘束力のある文書
 - (c) その他の拘束力のある合意
- L3. 行項目の基礎となる権利や義務の存在や所有権に不確実性はあるか。
- L4. 行項目には、将来の正味キャッシュ・フローの見通しに異なる形で影響を与えるような、異なる性質を有する要素が含まれるか。
- L5. 行項目に関連するキャッシュ・フローの見通しは、一般的な経済状況又は市場要因の変動の影響を受け、かつ、その状況、要因、又は行項目に起こり得る影響が、行項目の性質から明らかではないか。
- L6. 行項目に関連するキャッシュ・フローの見通しは、企業に固有の要因又は産業に固有の要因（特に、頻繁に変動するか著しく変動する要因）の変動の影響を受け、かつ、これらの要因又はこれらの要因の潜在的な影響について認識していることが期待されていないか。
- L7. 行項目が資産、負債、又は資本である場合、一般的に、前期からの変動の原因を理解することができるか。
- L8. 行項目が生産的資産又は知的財産である場合、その品質又は実用性は変化したか。
- L9. 行項目は、異なる方法で測定される個別の項目（又はグループ）を含んでいるか。
- L10. 行項目に適用することが可能な、他の代替的な会計方針又は会計処理はあるか。

- L11. 行項目は、次のいずれかを満たす残高又は取引若しくは事象の影響を含んでいるか。
 - (a) 直接、適用される指針において扱われていないもの
 - (b) 適用される指針が存在する他の取引又は事象から明確に類推できないもの
- L12. 行項目について適用した会計方針又は会計処理が、新しく公表された指針を採用したか移行したため、又は、従前の会計方針が不適切であると判断されたために、変更されたか。
- L13. 行項目は、公表済みであるものの、未だ発効していないか、未だ完全に発行していない会計基準に移行することにより、将来の期間に影響を受けるか。
- L14. 行項目の金額を算定する方法が、一般的ではないか、説明から明らかではないか、又は、識別することが困難か。
- L15. 行項目の帳簿価額は、合理的に考えて異なるものであった可能性がある仮定、判断、又はその他の内部的なインプットを要求する見積りであるか。
- L16. 将来キャッシュ・フローの見通しを評価する上で、明らかに有用である、代替的な測定方法や測定方法の適用方法があるか。

財務諸表において認識されていないものの、企業の潜在的なキャッシュの流出入に影響する事象及び状況に関する情報

- O1. 以下の事象又は状況が、企業が経験する正味キャッシュ・フローが著しく異なる（減るか増える）可能性を生んだか。
 - (a) 企業に対する潜在的な訴訟又は企業による他の企業に対する潜在的な訴訟（一般的な事業リスクではなく、具体的な問題に起因するもの）
 - (b) 結果が未だに不確実である、企業に対する既存の訴訟又は企業による他の企業に対する既存の訴訟
 - (c) 企業による潜在的な若しくは既知の法律、規制、若しくは契約条件の違反、又は、法律、規制、若しくは契約に基づく企業の権利の侵害
 - (d) その他の不確実性のある状況
- O2. 企業の財務諸表の本表において、資産又は負債及び利得若しくは損失（又は収益若しくは費用）として表されないその他の事象又は状況で、認識しないと意思決定に不確実性があるものはあったか（上記 O1(a)及び O1(b)において議論されている偶発事象を除く）。
- O3. 単一又は少数の顧客又は仕入先との関係の消滅又は悪化は、企業の将来キャッシュ・フローに著しく影響するか。
- O4. 企業の将来キャッシュ・フローが、企業のインプット又はアウトプットに関する市場の数量又は価格に関するボラティリティその他の不確実性により、著しくプラス又はマイナスに変動するか。
- O5. 企業のインプット又はアウトプットに関する市場への企業のアクセスに不確実性はあるか（不確実性の解消が、アクセスの向上又は低下をもたらすか）。
- O6. 企業が、適格な従業員及び適切な物理的施設を維持する能力について、著しい不確実性があるか（不確実性の解消が、能力の向上又は低下をもたらすか）。
- O7. 企業の潜在的な将来キャッシュ・フローは、以下の項目の潜在的な将来の変動の影響により著しく変動することがあるか。
 - (a) 金利
 - (b) 企業の資金調達能力
 - (c) 外国為替レート
 - (d) コモディティ（取引所で取引されているかを問わない。）の価格又は数量
 - (e) 株式市場の価格又は数量
 - (f) その他の金融市場の価格又は市場の状況

開示規定の柔軟化

不必要に開示が多くなる要因の1つに、特定の会計基準における開示規定が、不可分のパッケージであると考えられていることがあるといわれている。すなわち、そのパッケージの一部の情報が要求される場合に、そのパッケージのすべての情報が要求されると考えられている。

一部の企業が適用すべき開示規定を減らすことなく、不必要な開示を回避する唯一の方法は、開示規定に選択主義を適用することである。開示において選択主義を達成する方法には、さまざまな方法があり、その両極端に位置するのが、以下の方法である。

- (a) FASB が判断に関する責任のほとんどを負い、異なる企業に対して異なる規定を設ける。例えば、報告企業の規模や企業の行っている事業に基づき、規定に差を設けることができる。また、FASB は、特定の、資産の組み合わせ、レバレッジ比率、又はその他の性質を有する企業に対して規定に差を設けることができる。
- (b) FASB は、判断に関する責任のほとんどを報告企業に負わせることができる。この場合、FASB は、具体的に開示規定を設けることはなく、報告企業に前述の意思決定に関する質問集を適用することを要求することとなる。

いずれの方法も、明らかに問題がある。そこで、現実的には、これら両極端の間に位置する、次のような方法が考えられる。

- (a) FASB が、開示規定の文言を決めるに当たり、詳細には定めず、企業がその規定に準拠する方法に柔軟性を与える（すなわち、企業は、開示を行うかどうかについては判断を行わず、どのように開示を行うのかについてのみ、判断を行う）。

(b) FASB は、それぞれの会計基準について、潜在的な開示の組合せを識別し、企業に対し、それぞれの項目の関連性について意思決定を行うことを要求する。

(c) それぞれの会計基準において、FASB は、最低限の開示と、拡張された開示を定める。企業は、最低限の開示を行うのか、拡張された開示の全部又は一部に、関連性があるかどうかについて判断する。

(d) FASB は、それぞれの会計基準において、（最低限と最大限だけではなく）3以上の段階の情報を定めるか、情報を段階的なスケール状に定める。企業は、自らに適用される段階を決定する。

開示規定の適用に当たり、選択主義を容認又は要求することにより、財務諸表のページ数を減らすことができたとしても、財務諸表に対する注記を作成するための時間と労力が必ずしも減るわけではない。実際、多くの企業にとって、特定の会計基準の初度適用年度や、企業の状況が著しく変化した年度では、現在よりも多くの時間と労力が必要となる可能性がある。

開示の関連性に関する企業の意思決定

(1) ベースライン評価と金額の大きさ

FASB が柔軟性のある開示規定を設けることを決めた場合、企業は、自らの具体的な状況に即して、何に関連性があるのかを判断する方法を知る必要がある。以下の議論は、その判断をどのように考えたらよいかについての一案を示している。

日常的な事業上の問題や取引及び既存の経済状況について十分に情報を得ている利用者は、その知識と、財務諸表の本表上の情報を用いて、その企業に対する投資からの将来キャッシュ・フローの見通しについての当初の予想を

行うことができる。本コメント募集では、これをキャッシュ・フローの見通しのベースライン評価と呼んでいる。ベースライン評価は、財務諸表に対する注記を含む綿密な評価とは異なる可能性が高い（非常に異なる可能性もある）。ここで、注記は、財務諸表の本表上の情報しかない場合に利用者が行ったであろう、キャッシュ・フローの見通しに関するベースライン評価に対して追加的なものであると考えられる。

開示の関連性に関する判断は、FASBがそれぞれの会計基準において定める規定を出発点とする、要求される情報に関連性がある場合に、開示することとなる。個別に又は他の関連する情報と組み合わせて、将来のキャッシュ・フローの見通しに関する評価について、重要性のある金額だけ変更することが見込まれる場合に、開示には関連性がある。

(2) 蓋然性（不確実性）及び時期（割引）

金額の大きさ以外に、蓋然性と時期という要因を検討しなければならない可能性がある。関連性に関する意思決定で明らかなものには次のようなものがある。

- (a) 蓋然性が極めて低いと評価されたものは、その考えられる金額の影響が極めて大きくない限り、一般的に、開示が要求されないことを意味する。
- (b) 考えられるいかなる金額の影響も、重要性のある金額より小さいと評価されたものについては、その蓋然性に関わらず、開示が要求されない。
- (c) 金額の影響が極めて大きいと評価されたものは、その蓋然性がほとんど無視できるものでない限り、開示が要求される。
- (d) 重要性のある金額の影響を与える蓋然性が非常に高いと評価されたものは、開示が要求される。

(3) 開示の関連性に関する意思決定への他の影響

① 監査人、規制当局、及び法律顧問

監査人、規制当局、及び法律顧問が個々の開示に関する企業の意思決定に重要な影響を与える可能性があることは明白である。監査人と規制当局が機械的に開示チェックリストを用いてきたことが、不必要な量の開示をもたらす重要な要因となってきたことが示唆されている。開示に関する問題に対する、企業にとって最も簡便な（かつ、最もリスクが低い可能性が高い）対応は、多くの場合、開示を追加することであるように見受けられる。

② 過年度の開示

過年度の財務諸表の開示は、再評価されることなく繰り越されることが多い。開示が、既に解消した不確実性や偶発性に関するものであったり、直近の年度の財務諸表には存在しない取引又は残高に関するものであったりする場合、開示はもはや不要である可能性がある。

また、過年度の財務諸表に含まれる金額の測定の不確実性について説明する必要があるか、あるいは、直近の年度以外の年度について、金額の変動の感応度を開示する必要があるか等、答えがそれほど明確ではない質問についても、FASBと企業は検討すべきである。

様式及び構成

(1) 様式

① 開示は企業に固有のものにすべきである

財務諸表に対する注記は、会計基準の規定から直接、引用した表現を用いたり、変更することなく何年も繰り越すことができるような一般論で書かれていたりすることが多い。このような開示は、厳密には開示規定に準拠しているといえる可能性があるものの、有用ではないこと

が多い。

② 開示は共通の参照点を有しているべきである

開示が共通の参照点（例えば、共通の時間の間隔、共通の情報の分解水準、及び共通の不確実性の影響を説明する方法）を用いて提供される場合、キャッシュ・フローの見直しへの影響は、まとめやすく、わかりやすい。

企業が必ずしも共通の参照点を用いない理由の1つに、FASBが開示規定を会計基準ごとに設定してきたことがある。適切な改善に当たっては、FASBが会計基準を定めるアプローチが重要な役割を果たすこととなる。

③ 注記の理解可能性の向上

(i) 表

企業は、大量の数値情報その他の同型の情報を表示する場合に、文章ではなく、表を用いることを検討すべきである。

(ii) 見出し

注記には通常、その内容を説明する見出しが付される。明確に識別できる異なる種類の情報が注記に含まれる場合には、小見出しも有用である可能性がある。

(iii) 相互参照

利用者は、財務諸表の本表上の行項目から注記への参照は、注記の目次の一部として機能するため、非常に有用であると述べている。また、注記において議論されている取引又は残高がどの行項目に含まれるのかが明らかではない場合に、注記から行項目への参照も有用になり得る。さらに、注記間の参照も有用である可能性がある。例えば、投資の詳細がある注記に示され、公正価値測定に関する議論が別の注記に示される場合、相互参照は時間の節約になる。

(iv) 情報の強調

注記における、より関連性が高い情報や、過年度と異なる情報を強調することにより、見逃してしまう可能性があったり、見逃さなくとも

容易に探すことができなかつたりするポイントに利用者が着目できるようになる。企業が項目を強調する方法にはさまざまなものがある。1つの方法としては、それぞれの注記において、最も情報価値のある項目から議論を始めるという方法がある。

また、情報を強調する別の方法として、財務諸表に対する注記について、その年に発生した最も情報価値のある事象又は取引のいくつかを識別するような要約から始め、これらの事象又は取引に関する詳細な情報が含まれる注記を参照する方法が考えられる。

(2) 構成

財務諸表に対する注記の構成を改善する上で、次の一般的な方法が提案されている。

① すべての企業に対して具体的な順序を特定し、利用者が、常に、情報をどこで探せばよいのかわかるようにする。

② 柔軟性を認め、企業が順序を決定するのに役立つ導入指針（又は助言）を提供する。

標準化は首尾一貫性をもたらす一方、柔軟性のあるアプローチは、事象や取引がどのように企業に影響したのか、又は影響する可能性があるのかについて、企業に効果的に伝達することを可能にするという利点がある。

① 標準的な順序の特定

米国会計基準では、注記を特定の順序で表示することを要求していないものの、会計方針を最初の注記とすることが奨励されている。会計方針に続いては、貸借対照表の順序に従い、資産及び負債に関する注記が示されることが多い。より直近に公表された指針により要求される注記や、偶発事象やセグメント情報に関する他の注記は、最後に示されることが多い。しかし、これは一般論であり、首尾一貫した実務ではない。

論理的な注記の順序として考えられるものの

1つに、次のようなものがある。

- (a) 企業全体に関する開示
- (b) 財務諸表に幅広い影響があったか、ある予定である取引又は事象に関する開示
- (c) 財政状態計算書に現れる順序、次いで損益計算書に現れる順序での、財務諸表の本表上の行項目に関する開示
- (d) 財務諸表の本表において認識されていない項目に関する開示
- (e) 会計方針

この順序は、利用者が最も関連性が情報であると述べたものと整合している。

② 導入指針の柔軟性

利用者は、注記の関連する情報は何らかの形でリンクさせる必要があると述べている。現在、キャッシュ・フローの見通しを評価する上で併せて考慮しなければならない関連する情報が異なる注記に含まれている。

これを改善する方法として考えられるのは、関連する情報をグルーピングすることである。開示の一部をグルーピングする方法として、次のような例が考えられる。製造業の企業が将来の原材料の購入をヘッジしている場合を考える。企業は、必要な材料を調達する上で多少の困難に直面した経験があり、将来、調達がより困難になる可能性がある。この企業は、棚卸資産、棚卸資産のヘッジに指定されたデリバティブ、及び潜在的な供給上の問題を同じ注記に含めることができる。

単一の情報が、相互に関連しない2以上の他の情報に関連していることがある。その例としては、上記の棚卸資産のヘッジが挙げられる。一部の利用者は、棚卸資産のヘッジに指定されているデリバティブについて、棚卸資産に関連しない他のデリバティブと合わせて議論されることを選好している。個々の企業は、自身の財務諸表において項目をグルーピングする最良の方法を決定することとなる。

③ グルーピングした情報の表示順序

関連する情報をグルーピングした後で、財務諸表に対する注記を構成する方法の1つは、最も関連性がある順にグループを並べることである。1つの選択肢としては、最も一般的な利用者の種類を特定し、これに従い財務諸表に対する注記の順序を決めることが考えられる。

もう1つの選択肢としては、企業の経営者が最も関連性があると思うものから注記に順序を付けることが考えられる。その順序は、利用者が最も関連性があると思う順序とは異なる可能性があるものの、利用者が最も関連性があると考えているものと相当程度、整合している可能性が高い。ここでの論点は情報を並べる順序に関するものであり、情報を含めるかどうかに関するものではないため、経営者の考えによって利用者が情報を失うことはない。また、経営者がどの情報に最も関連性があると考えているのかを理解することに、情報価値がある可能性がある。

四半期財務諸表の開示

本コメント募集は、四半期財務諸表に関する議論では、以下の仮定をおいている。

- (a) 投資家は、年中、購入、売却、又は継続保有に関する意思決定を行っている。
- (b) 四半期は年次の不可分の一部である。
- (c) 四半期財務諸表は、前年の年次財務諸表のアップデートである。
- (d) 四半期報告書の提出期限までの期間は、年次報告書のそれよりも短く、報告企業が開示を提供する能力は限られている。

四半期財務諸表における開示の総量が多量にも増えたため、一部の報告企業は、ほとんど手に負えないと考えている。四半期の開示規定は、会計基準によって、質量ともにばらつきが

ある。最近に公表された会計基準の方が、一般的に、より多くの量の四半期における開示を要求している。最近に公表されていない会計基準は、非常に重要であると考えられる開示を省略していることがある。これらの問題に対処する方法として、複数の方法が考えられる。

(1) 年次の開示と全く同じ四半期の開示

1つの方法として、年次財務諸表において提供される開示と全く同じ開示を四半期財務諸表においても要求するという方法がある。しかし、この方法は、さまざまな理由により不適切である。

まず、年度と同じ開示を四半期においても作成することは、報告期限までの期間が短いことを考えた場合、実行可能ではない。少なくとも一部の利用者は、追加的な開示よりも適時の開示に価値があると述べている。

また、四半期には見積りが使用されており、報告される金額が、年次の対応する金額とは異なる方法により算定されている。四半期末と年度末とで異なる方法により測定される特定の項目の測定方法について、利用者は、四半期財務諸表において開示を必要としている。

さらに、四半期では会計処理が異なるため、四半期に開示することができない定量的な開示がある。例えば、年金制度の保険数理的な評価は、四半期末には要求されないため、年次において要求されている一部の開示を提供することができない。

最後に、四半期報告書は、直近の年次報告書以来の変更点を強調する要約されたアップデートを提供するものであると考えた場合、年次と同様の開示を四半期に行う場合、重要な変更を特定することが難しくなる可能性がある。

(2) 四半期の開示規定を定める FASB のフレームワーク

意思決定に関するフレームワークが存在しないため、FASB は四半期の開示を場当たりのように定めているという批判がある。この問題に対処する方法として、複数の方法が考えられる

① 四半期にも適合するような年次の開示規定に対する修正

FASB が、四半期の開示を年次の開示に基づくこととした場合、年次の開示がどのような場合に四半期においても有用であるのかについての原則を開発することとなる。

② 四半期の開示を定める上での意思決定に関する質問集の開発

FASB が四半期の開示を定める上で意思決定に関する質問集を開発することとした場合、その開示規定は、柔軟性がなければならない可能性が高い。四半期の開示にどのように柔軟性を持たせるのかに関する意思決定は、FASB による年次報告書における柔軟性に関する最終的な意思決定に依存する可能性が高い。

(3) 四半期の開示を決定する報告企業の意思決定プロセス

前述の年次における企業の意思決定プロセスは、修正なしに四半期に適用することはできない。要約財務諸表を基本にした場合、四半期財務諸表に含まれる情報が少ないため、年次報告書において要求される注記よりも多くの注記が要求されることとなる可能性が高いためである。

四半期の開示の意思決定プロセスの出発点として、2つの異なる出発点が考えられる。一方の出発点は、年次において要求される開示のリストであり、他方の出発点は、四半期について提供すべき開示のリストである。いずれの場合であっても、意思決定プロセスは同じようなものとなる。

関連性を評価するプロセスは、前述の年次におけるものと類似しているものの、ベースラインが異なることとなる。年次では、ベースライン評価は、注記を含まない財務諸表に基づいていたが、四半期においては、前年の年次財務諸表及び注記から、要約財務諸表に対する配慮を修正したものがベースラインとなる。

その他の論点

(1) 会計方針の要約

利用者と企業はともに、短期改善の有力候補として、会計方針の要約を挙げている。

会計方針の要約は、利用者が既に知っていたり、他に容易に探したりすることができる会計方針を説明していることがある。また、要約の大部分は長い期間にわたり同じであり、その一部は、重要性がない項目を扱っているため、関連性がない。この結果、会計方針の要約は、開示の量を増やししながら、有用な情報を追加していない可能性がある。

なお、会計方針を財務諸表外に移動させる（例えば、企業のウェブサイトに移動させる）ことにより、報告書の分量は減る可能性があるものの、その有効性は短期的には評価することができない。

(2) コストと開示の影響

FASBは、それが認識、測定、又は開示が主題であれ、すべてのプロジェクトにおいて、便益だけでなく、コストを考慮している。

一般的に、会計基準の影響も、会計基準のコストに含めて考えられている。FASBは、会計基準を定めるに当たり、コストと影響の両方を検討するものの、その検討内容が完全に同じではない可能性があるため、分けて検討することが有用であると考えている。

① コスト

会計基準を定めるに当たり、財務情報の作成者にとってのコストと、利用者にとってのコストの両方を考慮する必要がある。会計基準によって、利用者が他の情報源から情報を入手するか見積るために時間と労力（又は金銭）を費やすことになれば、作成者にとってのコストの減少は、少なくとも部分的に利用者にとってのコストの増加と相殺される。FASBは、情報を提供すべき様式を決定するに当たり、利用者が情報を分析し、解釈するコストを考慮している。

② 影響

財務諸表を開示することの影響の種類には、さまざまなものがある。それは、有利なこともあるが、不利なこともある、その両方であることもある。FASBは、意図しない影響を避けるため、影響の理解に努めている。影響の種類が異なれば、それに対して必要となる対応も異なる。

正味で資本市場にとって有利な影響は、たとえ一部の企業にとって結果が不利であったとしても、会計基準がもたらす便益である。より適切な資本の配分又は資本コストの決定は、資本が撤退されるか、資本コストが増大する企業にとっては、不利な影響であるものの、市場全体にとっては有利な影響である。

企業が、競争上又は訴訟上の理由により、開示することにより不利になると述べている情報について、財務諸表の利用者が、FASBに対して開示を要求すべきであると主張することがある。FASBは、これらの主張を評価し、さまざまな関係者のニーズのバランスを図り、開示規定が企業を不利にする（ひいては既存の投資家及び貸付者その他の債権者を不利にする）ことを避けるように努力している。FASBは、過去にも例外を設けたり、修正を行ったりしており、不利になることについての主張が十分に強い場合には、会計基準の公表を控えることもある。

おわりに

FASBのスタッフは、本コメント募集の開発に当たり、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)、英国財務報告評議会(FRC)、及びフランス会計基準委員会(ANC)のスタッフと協調しており、本コメント募集に類似する開示フレームワークに関する討議資料が、本コメント募集の公表日にEFRAG、FRC、及びANCの共同で公表されている。両文書の目的は、財務諸表に対する注記の有効性を改善することで同じである。いずれの文書も、開示の量を減らすことを具体的な目標とはしていないものの、不必要な開示を削除することにより、開示の有効性が高まることを認識している。

両文書とも、会計基準設定主体の意思決定プロセス、報告企業による開示の選択、及び選択した開示の構成と様式を扱っているものの、各セクションにおいて述べられているアプローチが異なっている。